

## 審議会等の会議の概要の記録

会議の名称	令和5年度 第2回甲州市地域福祉推進委員会
開催日時	令和6年3月25日 午後2時00分から
開催場所	甲州市役所本庁舎 1階 市民ギャラリー
議題	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 令和5年度重層的支援体制実績報告について</li> <li>2 令和5年度後見中核機関実績報告について</li> <li>3 その他</li> </ul>
出席委員	雨宮正明委員、菊島利一委員、橘田悦子委員、斎藤のりこ委員 中村文雄委員、日原聖子委員、三科英訓委員、宮原健一委員、 (五十音順)
会議の公開又は非公開の区分	公開
会議を一部公開又は非公開とした場合の理由	
傍聴人の数	0 人
審議概要	別紙のとおり
事務局に係る事項	子育て・福祉推進課 3名 (志村課長、雨宮リーダー、青沼) 福祉総合支援課 1名 (河村リーダー)、 社会福祉協議会 1名 (手塚リーダー)
その他	

<p>内容</p> <p>1. 開会</p> <p>2. 委員長あいさつ</p> <p>3. 議事</p> <p>（1）令和5年度重層的支援体制実績報告について</p> <p>（2）令和5年度後見中核機関実績報告について</p>	<p>次第に基づき以下のとおり進められた。</p> <p>○事務局（雨宮L）開会</p> <p>○事務局（河村L）「令和5年度重層的支援体制整備事業実績について」資料に基づいて説明。</p> <p>○社会福祉協議会（手塚L）「令和5年度後見中核機関実績報告について」資料に基づいて説明。</p> <p>○三科委員 「法定後見制度」と、「任意後見制度」は、どういうものかの説明と、「日自」について説明していただきたい。</p> <p>○事務局（手塚L） 「成年後見制度」は一般的に使われている言葉だけれども、「法定後見制度」と、「任意後見制度」に分けられる。 「法定後見制度」は、例えば本人の理解力、認知面が低下している場合、その方の権利を擁護するために、家庭裁判所に申し立て、その方をサポートするもの。 「任意後見制度」は、将来的に認知が低下したり、事故で障害を負ったりした場合、どういった方に自分のサポートをして貰うかを事前に公証人役場に申請し、登録しておく制度。この2つを合わせたものが「成年後見制度」と呼ばれている。 「日自」は正式には「日常生活自立支援事業」こと。この事業は県の社会福祉協議会で行っており、市町村社会福祉協議会は、県から委託を受けて行っている。 この事業は契約によって成り立っており、例えば少し物忘れがあるとか、知的障害のある方に向けて、金銭管理の支援等を行っている。今年度の契約実績は28件。</p> <p>○三科委員 甲州市の社協が実施した成年後見フォローアップ研修の開催頻度はどのくらいか。研修は誰が行っているか。</p>
--	--

	<p>○事務局（手塚L）</p> <p>県立大学で主催した市民後見人養成講座の修了者に対して行う事業であるため、毎年開催しているわけではない。現在は2人の修了者がいるため、その方達に向けて、年1回のフォローアップ研修を行っている。今年度は法人成年後見事業の市民支援員として活動していただいている為、実際の活動の中での課題等についてフォローアップを行った。研修は私を含めて5人体制で行っている。</p>
(3) その他	なし
4. その他	なし
5. 閉会	○事務局（雨宮L）閉会の辞